

「食品の新たな機能性表示制度」に関する意見書

公益社団法人 日本通信販売協会

1. 安全性の確保について（対象となる食品及び成分の考え方）

保健機能成分の範囲を広くとること

2. 機能性表示のあり方について（機能性表示の範囲）

構造機能表示（身体の部位などへの言及等含む）を認めること

（例：目の健康をサポートします、肝臓の働きを助けます）

3. 国の関与のあり方について（規定法令）

事業者の登録制を導入すること

サプリメント法（仮称）を制定すること

以上

「食品の新たな機能性表示制度」に関する意見書

2. 機能性表示のあり方について（機能性表示の範囲）

- 構造機能表示（身体の部位などへの言及等含む）を認めること

- 消費者からメーカーへの問合せ実態 → **問合せの半数以上が、「商品の機能性」について**

	問合せ件数/年間	商品・成分の機能に関する問合せ	摂取方法、飲み合わせの問合せ	サービス内容に関する問合せ	その他
A社	約143,000件	49% （約69,800件）	20%	15%	16%
B社	約122,000件	29% （約35,000件）	7%	14%	50%
C社	約860件	25% （約215件）	13%	17%	45%

● 実際の声

18年もサプリメントを飲んでいるが、正直効果が分かりにくい。**サプリメントの相談室で聞いても、明確な答えは返ってこなかった。**薬ではないので仕方ないのかもしれないが、せっかく飲んでいるので、もっと効果を実感したい。**情報誌などで、利用者の方の体験談や、こういった効果があったというような情報も載せてほしい。**（男性/69歳）

案内をもらって読んでいるが、**商品について内容がわかりにくい。**こんな方にお勧めというも**当たり前のことしか書いていない**ので商品内容等、詳しい話を聞かせて欲しい。（男性/58歳）

以前サンプルで試飲させて頂き今回購入いたしました**が、どのように効果があるのか、また飲むタイミングなどの記載がなく、少々戸惑っています。もう少し分かりやすくして頂くと有り難い**です。（女性/50歳）

冷えに対する商品についての詳しい説明をいただきたいと思えます。**どの商品がどのように作用し、どの程度で効果が分かるのかいまいちわかりません。**商品の効果の持続性や速攻性など、詳しい説明をいただけると幸いです。効果がよく分かり次第、ぜひ購入を検討したいです。（女性/50歳）

膝が痛むんですが、何がいいのでしょうか？（女性/66歳）

血糖値が心配な場合は、どのサプリメントですか。（男性/54歳）

あいまいな表示が消費者を混乱させている。

消費者が知りたいのは、何に良いのか！

「食品の新たな機能的表示制度」に関する意見書

2. 機能的表示のあり方について（機能的表示の範囲）

- 構造機能的表示（身体の部位などへの言及等含む）を認めること

● 「ルテイン」の場合

現行の表示

あいまいな表現

くつきりした
毎日に

30 日分

ルテイン

栄養成分表示

目安量

1日 **3** 粒

内容成分表示

健康補助食品

構造機能的表示が可能な機能的表示

構造機能的表示

消費者が分かりやすく、
選びやすい

目の健康を
サポート

30 日分

ルテイン

栄養成分表示

目安量

1日 **3** 粒

内容成分表示

健康補助食品

構造機能的表示が可能になれば選びやすい！

「食品の新たな機能性表示制度」に関する意見書

3. 国の関与のあり方について（規定法令）

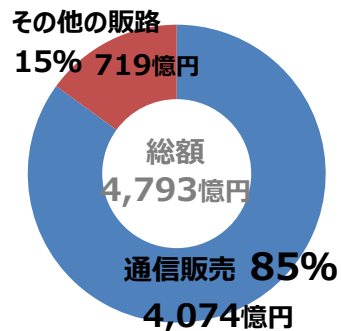
■ 事業者登録制を導入すること

● サプリメント販売事業者の登録制度を実施し、実態を把握 → 悪質事業者を排除

- ✓ JADMAは、2011年度より毎年度、会員の登録制を実施（過去3回実施）
- ✓ 2013年度は201社が登録、内146社がサプリメントを取り扱い
- ✓ 売上高、取り扱い成分、安全性への取り組み、GMP取得など会員企業のサプリメント事業に対する状況を年度ごとに把握し、会員企業全体での健全化を目指している

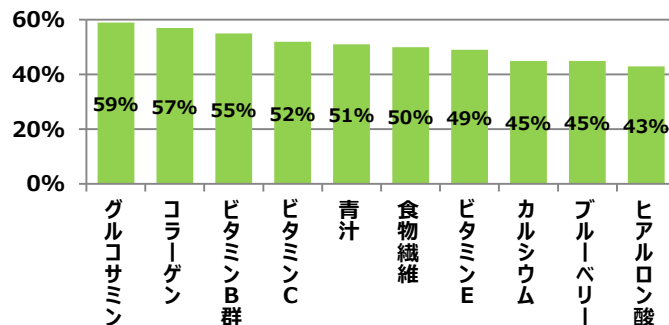
2013年度登録制調査より結果抜粋

➤ 会員企業の売上高



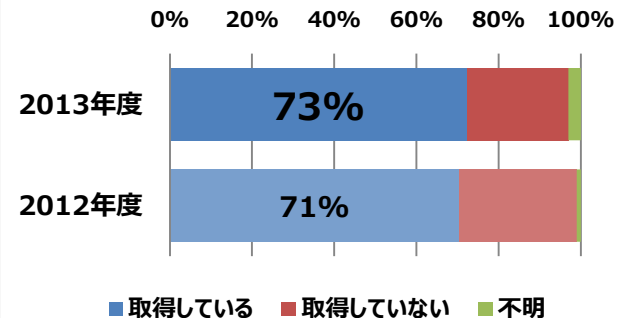
- 会員企業の売上高報告より、市場規模が把握可能

➤ 取り扱い成分



- 会員企業ごとに取り扱い成分を把握
- 市場での成分構成、トレンドも把握可能

➤ GMP取得状況



- 会員企業のGMP取得状況の確認




**登録制にて事業者の実態を把握することで、悪質事業者の排除が可能
⇒ 業界の健全化につながる**

「食品の新たな機能性表示制度」に関する意見書

3. 国の関与のあり方について（規定法令）

- サプリメント法（仮称）を制定すること

● 各国の法令

	米国	栄養表示教育法 / ダイエタリーサプリメント健康教育法
	韓国	健康機能食品法
	中国	保健食品登録管理方法

- サプリメント法（仮称）を制定することで、事業者の義務を明確化 → **悪質事業者を排除**

法令において、

- 安全性（GMP取得 / 有害事象報告）
- 機能性表示のあり方
- 届け出制
- 事業者の責務/罰則 などを制定

**法令により事業者の義務を明確化することで、悪質事業者の排除が可能
⇒ より消費者の利益につながる**

1兆2,000億の市場規模にふさわしい法の整備が必要

「食品の新たな機能性表示制度」に関する意見書

参考) 機能性表示に係る科学的根拠のレベルについて

- 最終製品を用いたヒト試験による実証のレベルについて → 中小企業へのコスト負担大きい

1製品当たり：**約5,000万～1億円のコスト**

【内訳】 ヒト試験・容量設定試験 : 2,000万～4,000万
有効性試験 : 3,000万～6,000万

- 従来の開発コストに加え、実証コストの負担が大きい
- 最終製品での試験のため、製品改良ごとに実証試験をやり直す必要が生じる
- 実証コストが、製品にコスト転嫁される懸念
- 作用機序、機能成分の同定のためには、さらに、1.3億円の費用が必要

「食品の新たな機能的表示制度」に関する意見書

参考) 国の評価を受けたものではない旨の表示のあり方について

- 機能的表示の内容及び安全性について国による評価を受けたものではない旨の表示について

食品表示に係る法令によって定められた表示により、文字情報が多い中、

- よりコンパクトな表現方法
- 製品の裏面、側面への表示

を検討されたい

国の評価を受けたもの
ではない旨の表示

